昭和57年1月1日以前に建築した住宅を、令和6年3月31日までに、現行の耐震基準に適合するよう一定の改修工事を行った場合、申告により固定資産税が減額されます。

**１　要　件**

　（１）昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること。

　（２）現行の耐震基準に適合する耐震改修であること。

（３）当該改修工事に要する費用が50万円を超えていること。

**２　減額範囲**

住宅一戸当たり120㎡を上限として、住宅に係る固定資産税額の2分の1が減額されます。

※バリアフリー改修・省エネ改修との併用はできません。

※長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2が減額されます。

**３　減額期間**

　工事が完了した年の翌年度1年分。

※当該住宅が通行障害既存耐震不適格建築物であった場合、翌年度からの減額が2年間になります。

**４　申告期限**

　　耐震改修工事完了後、3ヶ月以内に市役所まで申告書と必要添付書類を提出してください。

提出先及びお問い合わせ

市民部課税課家屋係　市役所１階（７番窓口）

　電話042-378-2111　内線162・163

**５　必要添付書類**

　（１）耐震改修に要した費用を証明するもの

　（２）増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書

　　　（建築指導事務所、建築士、登録住宅性能評価機関又は指定確認検査機関、瑕疵担保責任保険法人が発行した書類）

（３）長期優良住宅認定通知書の写し（長期優良住宅の認定を受けて改修した場合）

**６　その他**

　　申告書には、マイナンバー（個人番号又は法人番号）の記載が必要です。また、個人番号を記載した申告書をご提出いただく際には、本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただきます。別添「本人確認措置のお知らせ」をご参照の上、ご協力をお願いいたします。